

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年11月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700375号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800015号

第1 結論

昭和46年*月*日から昭和53年11月1日までの請求期間について、国民年金被保険者資格の取得年月日を昭和53年11月1日に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年*月*日から昭和53年11月1日まで

私は、昭和53年11月1日に、国籍が「A国」籍から「日本国」籍に出生時に遡り訂正されたが、請求期間当時は外国籍として取り扱われていたことから、国民年金に加入できなかった。

昭和53年11月に国籍が訂正されるまでは、国民年金の加入手続を行うことができなかったにもかかわらず、国民年金被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）の取得年月日を遡って20歳到達日である昭和46年*月*日とされたことに納得できない。

国籍を訂正された日を被保険者資格の取得年月日とし、請求期間が国民年金の未加入期間とされカラ期間（合算対象期間）として認められれば、今より早い時期から年金を受給できたと思うので、被保険者資格の取得年月日を昭和46年*月*日から昭和53年11月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の昭和53年11月1日に無効とされた外国人登録原票によれば、請求者は、請求期間当時、「A国」籍として取り扱われているところ、昭和57年1月より前は、「日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする。」（昭和56年改正前国民年金法第7条第1項）と規定されており、外国籍である者は国民年金の適用除外とされていたことから、制度上、請求者が請求期間当時に被保険者資格を取得することはできない。

しかしながら、請求者の当該外国人登録原票によれば、請求者の出生届に関する追完届が昭和 53 年 10 月 25 日に B 市 C 区長に提出され、請求者の国籍が出生時に遡って「A 国」籍から「日本国」籍に訂正されたことから、昭和 53 年 11 月 1 日に請求者の外国人登録が無効とされた旨の記載が確認できる。

また、D 村に係る国民年金受付処理簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）は、昭和 54 年 3 月に払い出された旨の記載が確認できる上、請求者と同月に手帳記号番号が払い出された者の中に、同年 1 月又は同年 2 月に 20 歳に到達したことにより強制加入被保険者資格を取得している者が複数名確認できること及び同年 2 月 13 日に任意加入被保険者資格を取得している者が確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年 1 月又は同年 2 月頃に行われたものと推認できる。

さらに、請求者に係る D 村の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、請求者は、20 歳到達日である昭和 46 年 * 月 * 日に強制加入被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

これらのことから、前述の国民年金の加入手続が行われたと推認できる時点において、請求者は、出生時から「日本国」籍とされており、請求者の 20 歳到達日である昭和 46 年 * 月 * 日に遡って被保険者資格を取得したことに不自然さはない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間について、国民年金被保険者資格の取得年月日を昭和 53 年 11 月 1 日に訂正することを認めることはできない。

なお、本事案と同様に外国人登録が無効措置された者（以下「無効措置者」という。）の合算対象期間の取扱いについて、日本年金機構が厚生労働省年金局へ照会したところ、同省年金局は、国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 10 号において、「昭和 36 年 5 月 1 日以後国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）の規定により日本の国籍を取得した者（20 歳に達した日の翌日から 65 歳に達した日の前日までの間に日本の国籍を取得した者に限る。）その他政令で定める者の日本国内に住所を有していた期間であって、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（昭和 56 年法律第 86 号）による改正前の国民年金法第 7 条第 1 項に該当しなかったため（注：日本国民でなかったため）国民年金の被保険者とならなかった期間（以下、略）」については、合算対象期間とする旨が規定されている。また、国籍法において、日本国籍は、出生（国籍法第 2 条）、認知された子による届出（同法第 3 条）、帰化（同法第 4 条）によって取得すると規定されている。無効措置者は、出生時に遡って日本国籍を有することとなったが、出生年月日が昭和 36 年 5 月 1 日前であるため、「昭和 36 年 5 月 1 日以後国籍法の規定により日本の国籍を取得した者」には該当しない。したがって、無効措

置者にかかる昭和 57 年 1 月より前の期間のうち、当時、外国籍であったため国民年金の適用対象外とされていた期間を、国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項第 10 号の規定に基づく合算対象期間と認めることはできない旨回答している。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800112号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800019号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年7月1日から昭和59年8月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社における請求期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与月額より低額となっているので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社から支払われていた請求期間に係る給与月額は国の標準報酬月額の記録よりも高額であり、昭和54年頃の給与月額は15万円以上であった旨主張している。

しかしながら、請求者は請求期間に係る給与明細書等を所持していない上、A社は、請求者の請求期間に係る資料は無く、請求期間当時の代表者は既に亡くなっており、当時の担当者も在籍していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)控除額を確認することができない。

また、B健康保険組合から提出された請求者に係るA社の事業所別被保険者名簿によると、請求期間のうち同社が同健康保険組合に編入した昭和48年2月1日から昭和59年8月1日までの標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険の事業所別被保険者名簿によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない上、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが

確認できる。

加えて、請求期間にA社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、請求者が名前を挙げた同僚7人を含む14人に照会を行ったところ、請求者と同様の業務に従事していた旨回答があった者のうち2人から請求期間の一部に係る同社の給料支払明細書（昭和52年8月分から昭和59年8月分まで（昭和58年9月分を除く。））が提出された。当該明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は当該同僚のオンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額はその大部分の期間についてオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、請求者の標準報酬月額についても同様の取扱いであったことがうかがえる。

また、A社に係る厚生年金保険の事業所別被保険者名簿により、請求者が同様の業務に従事していたとして名前を挙げた同僚7人の標準報酬月額を確認したが、請求者の標準報酬月額のみが低額であったとする事情はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。